

令和7年度 生活指導の方針・体制及び体罰防止のための取組

八王子市立宮上小学校

校長 宮部 吉一

《暴力的な指導（体罰）の根絶及び児童理解に基づく指導の徹底》

服務事故防止月間等の取組はもとより、年間を通じて、管理職から全教職員に対して職員会議や夕会等において教育公務員としての服務及び職務上の義務等について適宜指導する。

<生活指導の方針・体制>

1 教育計画「生活指導」の作成

校内外の生活指導、安全指導、清掃指導、保健指導、給食指導について記載。

2 生活指導に関する分掌

- ・校内生活指導（宮上スタンダード、宮上小の一日、月目標等）
- ・校外生活指導（セーフティ教室、交通安全教室、長期休業中の生活等）
- ・安全指導、安全点検、避難訓練（安全教育プログラムの活用）
- ・教育相談、児童理解（教育相談研修、校内委員会）
- ・人権教育（人権教育プログラムの活用）
- ・清掃指導、落とし物管理
- ・学校保健計画
- ・保健指導、保健室経営
- ・給食指導、食育計画

3 いじめ対策委員会の設置

4 八王子市立宮上小学校いじめ防止基本方針（毎年見直し）

学校ホームページに公開

5 ふれあい月間の取組（6月・11月）

ふれあい月間アンケート、いじめ防止に向けた授業の実施

6 学校生活についてのアンケートの毎月実施

いじめの芽の早期発見、早期対応。

<体罰防止のための取組>

1 自己申告面接

当初申告・中間申告・最終申告の面接時に生活指導や体罰に関する意識について確認。必要に応じて指導、助言を行う。

2 服務事故防止月間（7月、8月、9月、12月）

- ・管理職による服務研修
- ・体罰ゼロ宣言ポスター（スローガン）の作成と職員室への掲示。全教職員がスローガンを常に心に留めておけるよう、「体罰絶対✖️」とする。

3 体罰防止セルフチェックシート

- ・全教員が毎月記入、管理職が確認。必要に応じて管理職が聞き取りを行う。

4 校内研修の実施

- ・夏季休業中の研修及び体罰に関する事例研究及び自己点検の実施。